

JEMAI環境ラベルプログラム

料金規程

(総則、料金表、手順)

文書管理番号：JR-14-01

一般社団法人産業環境管理協会

訂番	年月日	頁	内容
01	平成29年4月28日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「JEMAI 環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）における、料金について定めるものである。

第1項 総則

1.1 料金分類

料金分類は以下とする。

1. PCR認定料
2. 検証料
 - エコリーフ検証料
 - CFP検証料
3. 算定ツール貸与料
4. 登録・公開料
 - 登録・公開料／製品売上単位
 - 登録・公開料／宣言単位
5. システム認証審査料
6. 登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員の登録管理業務
 - 試験料
 - 研修受講料
 - 登録料
7. 認証機関の登録管理業務
8. 研修会／個別相談関係
 - プログラム算定研修会受講料
 - プログラム個別相談料
9. PCR原単位チェック料
10. 各種認定証・登録証
 - 宣言認定製品認定証
 - 登録証

1.2 価格

価格は、本規程第2項「料金表」に定める。

1.3 手順

料金の支払いの手順は、本規程第3項「手順」に定める。

第2項 料金表

2.1 PCR 認定料(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
PCR 認定料 (事前レビュー有り)	110,000 円/PCR ※PCR 策定 WG で策定し、申請した場合の認定料は無償とします。	ただし、部品点数が多いなどの理由により、工数が著しく多量である場合は、別途単価設定を行う場合があります。	PCR レビューアの作業費 事務処理費: レビューパネル運営、認定内容の登録・公開・管理経費
PCR 認定料 (事前レビュー無し)	30,000 円/PCR ※PCR 策定 WG で策定し、申請した場合の認定料は無償とします。	新規作成や改訂にあたり、既存の PCR からの変更点がわずかであることなどにより事前レビュー実施が不要と判断した場合。	事務処理費: レビューパネル運営、認定内容の登録・公開・管理経費

- ・事前レビュー有りの場合、事前レビューの実施場所が「協会」ではなく、申請者の指定場所の場合には、別途、協会の規定に従い、PCR レビューアの旅費、交通費を別途請求する。

2.2 検証料

検証料については、エコリーフとCFPとでは別料金とする。

2.2.1 エコリーフ検証料(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
検証料	170,000 円/製品	ただし、類似製品で、複数製品を同時検証の場合は、 5 製品までは 85,000 円/製品 6 製品以上 76,500 円/製品 部品点数が多いなどの理由により、工数が著しく多量である場合は、別途単価設定を行う場合があります。	検証員検証作業費

2.2.2 CFP 検証料(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
検証料	100,000 円／製品	ただし、類似製品で、複数製品を同時検証の場合は、 5 製品までは 50,000 円／製品 6 製品以上 45,000 円／製品 部品点数が多いなどの理由により、工数が著しく多量である場合は、別途単価設定を行う場合があります。	検証員検証作業費

2.2.3 検証料に関する条件等

- ・本料金は、本プログラムで貸与した算定ツールを使用して作成した検証申請に適用する。
- ・類似製品であるか否かは、複数の検証申請製品が、同一設計思想に基づき、主要部品・原材料等の基本構成と主要工程を共通として生産される、同一機能の製品であることを前提に、「類似製品チェックシート」を基に個別に協議の上決定する。検証申請者は、複数の申請製品を類似製品と見なす根拠と、各製品の相違点を説明する書類を、データ検証時の添付書類として提出する必要がある。
- ・検証申請者の指定場所で実施する場合には、別途、一般社団法人産業環境管理協会の規定に従い、検証員の旅費、交通費および日当を徴収することがある。
- ・宣言の値の修正が必要となる場合の再検証料金については、修正内容の程度により異なるため、検証料金は別途相談とする。
- ・シリーズ製品の場合の検証料については、別途見積もることとする。

2.3 算定ツール貸与料(消費税抜き)

対価項目	基本単価	内容
算定ツール貸与料	30,000 円／3ヶ月 40,000 円／6ヶ月 70,000 円／12ヶ月	データベース利用料

- ・IDEA ver.2購入者には、無償で算定ツールを貸与する。

2.4 登録公開料

- ・登録公開料の当初の算定対象期間は、登録月の翌月1日から起算して当年12月末までとする。翌年からは、原則として1月から12月の1年単位で更新する。
- ・登録公開料には、情報の登録公開・管理にかかる事務手数料等の経費のほか、本プログラムの運営にかかる会務費、システム開発、維持費、広報普及費、原単位データ管理費、その他の運用管理経費（人件費及び事務費）及びマーク使用許諾料が含まれる。

2.4.1 登録公開料／製品売上単位(消費税抜き)

企業単位での登録製品 年間売上額	登録・公開料(円)／1年あたり	
	区分	単価
0円(販売を目的としないもの)	一律	10,000
1,000万円未満	一律	20,000
1,000万円以上 3,000万円未満	一律	30,000
3,000万円以上 1億円未満	一律	60,000
1億円以上 3億円未満	中小企業	130,000
	その他企業	140,000
3億円以上 10億円未満	中小企業	260,000
	その他企業	330,000
10億円以上 30億円未満	中小企業	390,000
	その他企業	770,000
30億円以上 100億円未満	中小企業	450,000
	その他企業	1,100,000
100億円以上 300億円未満	中小企業	500,000
	その他企業	1,300,000
300億円以上	中小企業	500,000
	その他企業	1,500,000

- ・登録公開料は、原則として請求対象とする企業が販売する登録公開対象製品の1年間の全売上額に対して上記区分を適用し、請求する。
- ・区分のうち、中小企業とは中小企業基本法に定める定義によります。なお、工業会は原則として中小企業扱いとする。

2.4.2 登録公開料／宣言単位(消費税抜き)

対価項目	基本単価	条件
宣言単位登録・公開料	100,000 円／宣言・年	累計 4 宣言まで

- ・宣言単位登録公開料は、宣言の対象となる製品の種類・大きさ・売上高などに関わりなく、1 宣言を単位とした料金とする。
- ・但し、1 宣言の中に、製品型番が特定出来ないものもしくは複数の製品型番を含むものは対象外とする。
- ・本プログラムにおいて初めて登録公開を行う事業者は、累計4宣言まで宣言単位料金を選択出来るものとするが、累計 4 宣言を超えた場合は、上記「2.3.1 登録公開料／製品売上単位」に移行しなければならない。

2.5 システム認証審査料

システム認証審査の料金は、各認証機関が個別に定める。

認証機関には本協会も含まれるが、本協会が実施する場合は、原則140万円（消費税抜き）／1システムとする。

2.6 登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員の登録管理業務(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
試験料	10,000 円／回	—	登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員を対象とした試験料
研修受講料	30,000 円／回	JEMAI 会員割引 24,000 円／回	登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員の研修会への参加費
登録料	10,000 円／年	—	登録レビューア・システム内部検証員の登録に係る費用

- ・登録の当初の対象期間は、登録日から直近の3月末までとする。次回からは、4月から翌年3月末の1年単位で登録する。

2.7 認証機関の登録管理業務(消費税抜き)

対価項目	基本単価	内容
システム認証機関登録料	200,000 円／年	システム認証機関の登録

- ・登録の当初の対象期間は、登録日から直近の3月末までとする。次回からは、4月から翌年3月末の1年単位で登録する。

2.8 研修会／個別相談関係(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
プログラム算定研修会受講料	30,000 円／回	JEMAI 会員割引 24,000 円／回	概要、算定手順、模擬演習、事例紹介、申請書作成支援等
プログラム個別相談料	20,000 円／時間		個別要望ごと

- ・ 個別依頼に基づく出張研修会、出張相談は、主催者との協議により設定する。

2.9 PCR 原単位チェック料(消費税抜き)

対価項目	基本単価	特別設定	内容
PCR 原単位チェック料	10,000 円／時間	工数については、難易度に応じて個別協議	PCR 原単位としての基準に基づくチェック作業費及び事務局手数料

※ 同一製品群で複数製品の原単位データ（PCR原単位）を同時検証する場合であり、かつ複数製品の原単位データが同様の方法で作成され、ひとつの報告書にまとめられている場合は、1データセットとする。

※ 原単位検証に合格し登録された原単位データ（PCR原単位）を更新する場合は、更新の程度により検証の要否が異なるため、検証料金は別途相談とする。

<注釈>

6 個以上／データセットの場合は、5 個を単位として増える毎に基本単価に、21,000円を加算
例)

6 個から 10 個の原単位データ／1 データセットの検証料・・・120,000円

11 個から 15 個の原単位データ／1 データセットの検証料・・・140,000円

以後、原単位データ／1 データセットの数が 5 個増える毎に、20,000円の増加

2.10 各種認定証・登録証(消費税抜き)

対価項目	基本単価	内容
宣言認定製品認定証	1,000 円／枚	希望者に対し有償で発行。
登録証	1,000 円／枚	希望者に対し有償で発行。 ・登録レビューア ・内部検証員 ・システム認証審査員 ・システム登録事業者

第3項 手順

料金の請求・支払等が発生する事項について、事業者・登録レビューア・認証機関等及び協会の役割と手順を以下に記す。

以下の手順に従って、協会は請求書を発行し、支払い者は請求書に明記された期日までに指定銀行口座に料金を振り込むこととする。

3.1 PCR 認定料

PCR-WGによらず個社でPCR策定を行う場合のPCR認定料支払いは以下の手順による。

- ・協会はPCR認定申請受理とともに、申請者にPCR認定料の見積を提示する。
- ・但し、部品点数が多いなど、工数が著しく多量である場合は、別途見積に基づく単価設定とする。
- ・上記手順を経て確定した見積に基づき、協会は申請者に請求書を送付する。

3.2 検証料

検証料支払は以下の手順による。

- ・協会は検証申請を受理するとともに、申請者に検証料の見積を提示する。
- ・但し、検証申請受理後であっても検証員による検証実施にあたり、想定外の作業工数の大幅な増加が見込まれる等の場合は、当初協会が提示した見積とは異なる場合がある。これに該当する場合は、検証実施前に協会が申請者に対し再見積を提示する。
- ・上記手順を経て確定した見積に基づき、協会は申請者に請求書を送付する。

3.3 算定ツール貸与料

本規程に定める検証料は、本プログラムで貸与する算定ツールを使用して検証申請書を作成したものであることが前提であり、算定ツール貸与にあたっては、本協会に対し「算定ツール貸与料」を支払わなければならない。

3.4 登録公開料

検証に合格し、協会より仮登録番号の通知を受けた申請者は、検証合格から3ヶ月以内に「登録・公開申請書」による登録・公開手続きを実施するとともに、登録製品の売上見込を報告し、本規程第2項に定める「登録公開料」の支払を行わなければならない。

3.4.1 登録公開料(製品売上単位)

製品の売上については、これを推定するに足る説明資料を付して申請者が協会に申請し、その内容により協会は料金区分を判断する。

3.4.1.1 初回の登録公開料支払い手順

- ・検証合格に伴い登録公開申請を行った時点（登録月）の翌月1日から起算して当年12月末までを、初回登録公開料算定の対象期間とする。
- ・協会は、登録公開申請書に記載の製品の売上見込み（又は実績）を基に、区分に基づき登録

公開料を決定し、申請者に対し請求書を送付する。

<登録公開料の初年度設定料金の計算方法例>

例：2017年6月23日に登録・公開申請

- ・初年度の登録公開の料金算定期間の設定は、翌月7月1日－当年12月31日（6ヶ月間）
- ・料金の対象となるのは、算定期間中の売上見込み又は過去6ヶ月間の売上実績
- ・仮に「③」の売上が4,200万円相当とした場合、区分は“3,000万円以上1億円未満”に該当するため、登録公開料は、60,000円となる。

3.4.1.2 更新に伴う支払い手順

- ・初回の登録公開を行った後の次回の更新は、原則として1月から12月の1年を単位として、1月に行う。
- ・登録公開事業者は、当年（1～12月）の確定売上額および翌年（1～12月）の売上見込額を、更新実施確認（毎年11月～12月を目処に連絡）の際に報告する。
- ・初回登録公開後、当該有効期間において追加で登録公開を行った場合は、登録公開事業者は、初回登録製品を含むそれぞれの製品の登録公開料算定の対象期間（3.3.1.1参照）内の売上高を合算し、登録更新時に協会に報告する。
- ・確定売上額による料金が、初回（もしくは前回）の登録製品で支払った登録・公開料と差異がある場合は、下記「3.3.1.3」に従って差異調整を行う。

3.4.1.3 売上見込みと売上実績による料金の差異調整について

- ・登録公開料は、対象となる製品の売上見込みに基づいて課金されるため、最終的に確定した売上により算定した登録公開料とは、差異が生じる可能性がある。差異が生じた場合には、原則としてその翌年に実施される登録公開料の請求・支払において、その差額を調整することとする。

3.4.2 登録公開料(宣言単位)

本プログラムに初めて参加する事業者は、最大累計4製品まで登録公開料として宣言単位料金を選択することができる。

宣言単位登録公開料については、原則として1宣言の対象となる製品が製品型番により1つに特定される宣言について料金を適用する。

3.4.2.1 初回の登録公開料支払い手順

- ・検証合格に伴い登録公開申請を行った時点（登録月）の翌月1日から起算して当年12月末までを、初回登録公開料算定の対象期間とし、協会は月割りを行った額について申請者に対し請求書を送付する。

3.4.2.2 更新に伴う支払い手順

- ・初回の登録公開を行った後の次回の更新は、原則として1月から12月の1年を単位として、1

月に行う。

- ・登録宣言数が累計4宣言を超えた場合、もしくは宣言単位料金から製品売上単位料金へ移行を希望する場合は、追加の宣言も含めた当年の登録宣言および、翌年の売上見込を協会に報告する。

3.5 システム認証審査料

システム認証審査料については、基本的には本協会を含む各認証機関の個別ルールに従うものとするが、審査の内訳は、「新規認証審査」「維持審査」「更新審査」に分類され、各々に原則として審査工数に応じた料金が設定されることとし、事業者は審査を委託した認証機関からの請求に基づき認証機関に対して審査料を支払わなければならない。

3.6 登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員の登録管理業務

3.6.1 試験料・研修料

登録レビューア・システム内部検証員・システム認証審査員の資格を得るためには、必要な試験・研修を受講し、その料金を協会からの請求に基づき支払わなければならない。

3.6.2 登録レビューア・内部検証員 登録料／更新料

登録レビューア・内部検証員として登録を行うためには、登録の当初の対象期間を登録日から直近の3月末までとし、次回からは、4月から翌年3月末の1年単位として、協会からの請求に基づき登録料を支払わなければならない。なお、初回登録における金額は登録日を含む登録月から3月までの月割りとする。

3.7 認証機関の登録管理業務

認証機関は、審査要員の確保など所定の条件を満たした上で、「システム認証機関登録料」を、協会からの請求に基づき支払わなければならない。

3.8 研修会／個別相談会関係

3.8.1 算定研修会

算定研修会への参加希望者は、プログラム算定研修会参加に先立ち協会からの請求に基づき本規程に定める「プログラム算定研修会受講料」を支払わなければならない。

3.8.2 個別相談料

個別相談の利用希望者は、個別相談利用後に「プログラム個別相談実施確認書」に記載の合計時間に基づき、本規程に定める「プログラム個別相談料」を支払わなければならない。

なお、上記合計時間は、1時間単位とし、30分以上は切り上げて1時間とカウントし、30分未満は切り捨てることとする。

3.9 PCR 原単位チェック料

PCR 原単位のデータ登録希望者は、登録申請とともに提出したデータについて、PCR 原単位

としての基準に基づくデータ検証終了後、協会から送付する請求書に明記された「PCR 原単位チェック料」を支払わなければならない。

なお、料金算定の基となる作業時間は、1 時間単位とし、30 分以上は切り上げて 1 時間とカウントし、30 分未満は切り捨てることとする。

3.10 各種認定証・登録証

「認定証」および「登録証」の発行を希望する事業者は、本協会に対し必要とする認定証・登録証毎に料金を、支払わなければならない。